

2月23日開催の組合会において、平成30年度予算、組合規約の一部変更、第3期特定健康診査等の実施計画が承認されましたのでお知らせいたします。

平成30年度の健康保険料率

☆ 健康保険料率 ☆

平成29年度から導入された介護納付金への総報酬割により、納付金が大幅に増加したため介護保険料率を13/1,000から15/1,000に引上げることといたしました。

○一般保険料率

平成29年度と同じです。

	一般保険料率	調整保険料率	合計保険料率
事業主	52.226/1,000	0.774/1,000	53.000/1,000
被保険者	35.474/1,000	0.526/1,000	36.000/1,000
合計	87.700/1,000	1.300/1,000	89.000/1,000

○介護保険料率

平成30年度から、下記上段の料率となります。

	介護保険料率
事業主	7.500/1,000 (6.500/1,000)
被保険者	7.500/1,000 (6.500/1,000)
合計	15.000/1,000 (15.000/1,000)

()内は、平成29年度の料率

○実施時期 : H30年3月1日(平成30年4月20日払い給与控除分から適用)

被扶養者の異動について

<異動届をお忘れなく!>

もうすぐ新年度になりますが、特にご子息が学校を卒業し就職などによりみなさんの扶養から外れる時は、当健康保険組合へ「被扶養者異動届」を提出いただき、扶養から外す手続きを忘れないようお願いいたします。
扶養に該当しない人を扶養認定していると、余分な医療費や納付金を支払うことになり、健保財政に大きな影響を与えることになります。

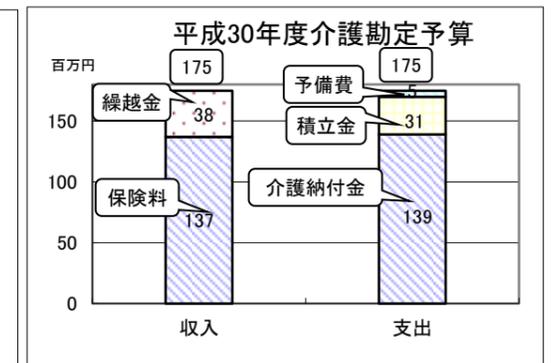
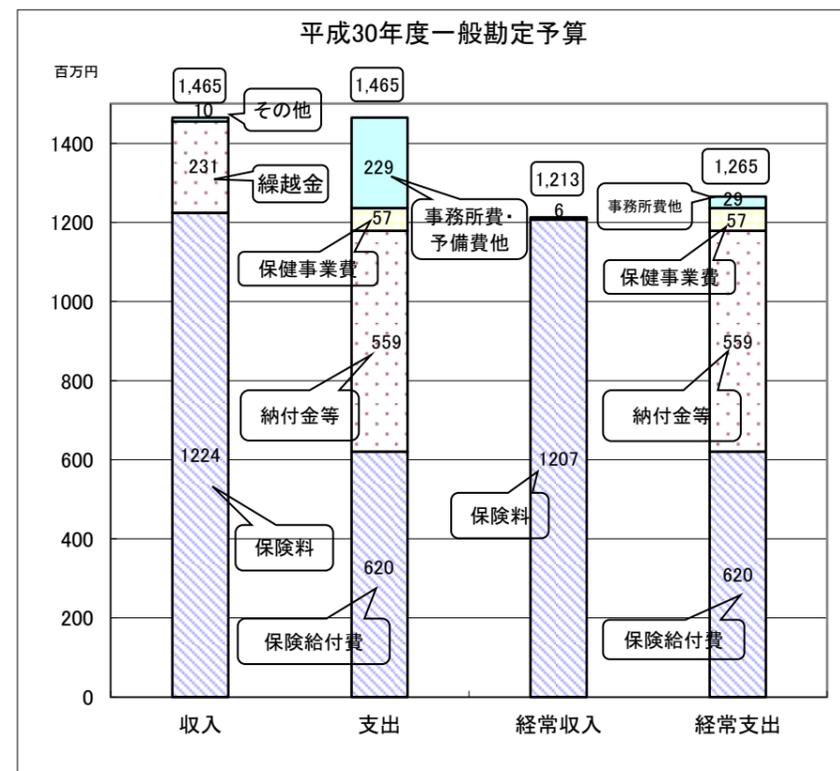
平成30年度予算

☆ 一般勘定 ☆

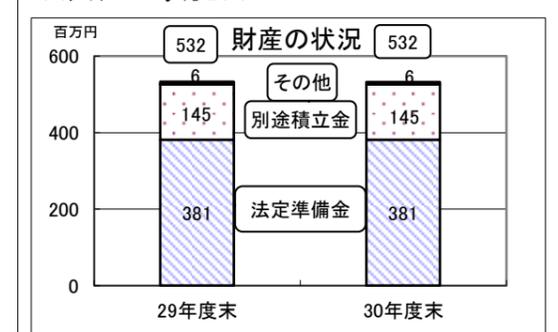
- 基礎数値として、被保険者数は新入社員の増加等で前年度見込みに比べ50名増の2,362名としました。保険料率は前年度同様89/1,000です。標準報酬月額が399,482円、総標準賞与額は2,482百万円と昨年実績ベースとしました。
- 収入面では、前年度繰越金が231百万円となります。一般保険料は1,206百万円、調整保険料が18百万円を見込んでいます。その他財政調整交付金4百万円、特定健康診査等事業収入4百万円等を加え、収入合計は1,465百万円となります。
- 一方支出面では、保険給付費は前年度実績見込みに対し12百万円増の620百万円を見込みました。また、納付金では前期高齢者納付金が、前期高齢者の医療費が大幅に増加したことや平成28年度の精算などにより、154百万円増加の267百万円となります。後期高齢者支援金も19百万円増加の287百万円となり、納付金全体で559百万円と前年度実績見込みに対し、163百万円の増加となります。保健事業費は57百万円、財政調整拠出金18百万円、予備費183百万円等を加え、支出合計は1,465百万円を見込んでいます。

☆ 介護勘定 ☆

- 介護勘定の支出は介護納付金のみですが、平成29年度から導入された総報酬割により納付金が大幅に増加し、現在の介護保険料率である13/1,000では賅うことができず、平成30年度は15/1,000に引上げさせていただきます。
- 介護保険収入は、保険料率の引上げにより137百万円を見込んでいます。前年度からの繰越金38百万円を加え、収入合計は175百万円を見込んでいます。支出は、介護納付金で139百万円を見込んでいます。積立金に31百万円、予備費5百万円を計上し、支出合計は137百万円となります。



☆財産の状況☆



組合規約の一部変更

組合規約の一部を下記のとおり変更いたしました。

1. 規約の変更について

- (1) 第60条の2（特定被保険者の保険料額）を第60条の3とし、第60条（一般保険料及び調整保険料の負担割合）の次に、次の1条を加える。

「第60条の2（介護保険料額の負担割合）介護保険料額の50%は事業主、50%は被保険者において負担する。」

附 則

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

- (2) 第63条（予備費の費途）中

「予備費を充てることができるの費途は、次の各号に掲げるものとする。」を、「一般勘定のうち、予備費を充てることができるの費途は、次の各号に掲げるものとする。」に改め、「2 介護勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。(1) 介護納付金、(2) 還付金、(3) 雑支出」を加える。

附 則

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

2. 規約の変更理由について

- (1) 介護保険料額の事業主及び被保険者の負担割合について明確にするため、条文を新設する。
 (2) 予備費の費途の条文を一般勘定と介護勘定に区分し、介護勘定の予算不足に対応するため 介護勘定の予備費の費途についての規定を追加する。

3. 新旧条文対照表

新	旧
(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第60条 (省略)	(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第60条 (省略)
(介護保険料額の負担割合) 第60条の2 介護保険料額の50%は事業主、50%は被保険者において負担する。	(新 設)
(特定被保険者の保険料額) 第60条の3 (省略)	(特定被保険者の保険料額) 第60条の2 (省略)
(予備費の費途) 第63条 一般勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) ~ (省略) (9)	(予備費の費途) 第63条 予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) ~ (省略) (9)
2 介護勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 介護納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出	(新 設)
附 則 この規約は、平成30年3月1日から施行する。	

(注) 下線部が変更箇所

第3期特定健康診査等実施計画

第3期特定健康診査等の実施計画は、下記のとおりです。

1. 第3期特定健診等実施計画のポイント

- (1) 第3期は、6年が1期となる。(第1期・第2期は5年が1期)
 (2) 構成は、第2期までと変わらない。
 (3) 第1期・第2期の10年の実績を踏まえ、より効果的・効率的な運営が求められている。
 (4) 特に、特定保健指導の運用が下記のとおり見直され、保険者としてどのような運用を行うか検討が必要となる。
 ①特定保健指導の実施評価時期：現行6か月後が3か月後でも可となる。
 ②初回面接と実績評価の同一機関の要件を廃止
 ③2年連続して「積極的支援」に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善※していれば、2年目の特定保健指導は「動機付け支援」相当で可となる
 ※BMI 30未満：腹囲1cm以上かつ体重1kg以上、BMI 30以上：腹囲2cm以上かつ体重2kg以上
 (5) 積極的支援への対象者への柔軟な運用でのモデル実施の導入。
 保健指導の投入量ではなく、3か月後に改善※しているかどうかで評価・報告
 ※腹囲2cm以上かつ体重2kg以上（体重に0.0024を乗じた体重以上かつ同値の腹囲以上）
 (6) 通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の事前届出の廃止
 ※テレビ電話・タブレット等での初回面接は現在も可能で、更に導入を促進。

2. 第3期特定健診等実施計画の当健康保険組合の目標値

(1) 達成目標

特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

☆ 目標実施率

(単位 : %)

区 分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標値
被保険者	84.0	89.0	94.0	94.0	98.0	99.0	—
被扶養者	35.0	40.0	45.0	45.0	55.0	60.0	—
合 計	70.0	75.0	80.0	80.0	85.0	90.0	90.0

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を55.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

☆ 目標実施率（合計）

区 分	単位	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標値
40歳以上対象者	名	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	—
特定保健指導対象者	名	270	260	250	240	240	230	—
実 施 率	%	20.0	25.0	30.0	40.0	45.0	55.0	55.0
実 施 者 数	名	54	65	75	96	108	127	—

注) 特定保健指導対象者は推計値である。

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。(平成20年度308名(計画値)⇒25%(77名)減)